

本市初！ネーミングライツ・パートナー契約

4月1日から下館総合体育館の愛称が **ザ・ヒロサワ・シティ体育館**に



2月2日、下館総合体育館のネーミングライツ・パートナー契約を（株）廣澤精機製作所（柴田清之代表取締役社長）と交わし、その調印式を行いました。

この制度は、公共施設の維持管理経費の財源確保及び持続可能な施設運営を目的として、公共施設に企業名や商品名などの愛称を付与できるものです。須藤市長は「ザ・ヒロサワ・シティ体育館が多くの人に親しまれ発展するように、私たちも頑張りたい」と話しました。

愛称であるザ・ヒロサワ・シティ体育館は、契約期間の4月1日から令和10年3月31日まで、広報紙やホームページなどで積極的に使用していきます。

※ネーミングライツは愛称であり、市条例に定める正式名称を変更するものではありません。

【問】 管財課（本庁4階） ☎ 22-7677



■ 施設名（所在地）

下館総合体育館（上平塚 627 番地）

■ ネーミングライツ・パートナー

（株）廣澤精機製作所

■ 愛称（英語表記）

ザ・ヒロサワ・シティ体育館
(THE HIROSAWA CITY Fitness Center)

■ 契約期間

5年間（4月1日～令和10年3月31日）

■ 契約金額

100万円/年（合計500万円）

高齢者の補聴器購入費を助成します



加齢による聴力の低下で、日常生活に支障のある高齢者に対し、補聴器購入費の一部を助成します。

■ 助成額 ※1人につき1回1台限り

本体購入額	助成額
20万円以下	限度額2万円 (本体購入額の1/2)
20万円超	2万5,000円

【申】【問】 高齢福祉課（本庁2階） ☎ 22-0526

補聴器をつけるといいことがたくさん

- お孫さんやご家族との会話をサポート
- 趣味や活動の幅が広がり、地域の人と交流できる
- 認知症予防につながる

■ 対象となる人

- ① 申請日時点で市に住所登録がある満65歳以上の人
- ② 聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない人
- ③ 聴力検査により、両耳とも中等度の難聴と認められた人
- ④ 世帯全員が市民税非課税の人
- ⑤ 世帯全員が市税を滞納していない人

■ 申請方法

必ず購入前に申請してください。

申請書は、高齢福祉課窓口で配布しています。ホームページからもダウンロードできます。

※申請の流れなどについては、高齢福祉課へ問い合わせてください。

